

茨木市立コミュニティセンターにおける
新型コロナウイルス感染拡大予防に関する
運用マニュアル (Ver.1.5)

令和3年 6月

茨木市 市民文化部 市民協働推進課

目 次

1	コミュニティセンターにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	1
2	茨木市立コミュニティセンターの 利用に関するチェックリスト	5
3	茨木市立コミュニティセンターにおける 各種活動にあたってのチェックリスト ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた対応～	8
	■参加者の安全確保（各活動分野共通）	
	【囲碁、将棋、麻雀に関するチェックリスト】	9
	【音楽・合唱等に関するチェックリスト】	10
	【カラオケに関するチェックリスト】	11
	【空手等に関するチェックリスト】	12
	【卓球に関するチェックリスト】	13
	【ダンス等に関するチェックリスト】	14
	【体操・ヨガ等に関するチェックリスト】	15
	【学習・講座・教室等に関するチェックリスト】	16
	【親子の活動等に関するチェックリスト】	17

コミュニティセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月26日
一部改訂 令和2年6月24日
一部改訂 令和2年9月28日
一部改訂 令和3年1月14日
一部改訂 令和3年2月27日
一部改訂 令和3年6月19日

1 はじめに

本ガイドラインは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知」をはじめ、専門家会議における提言や、大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」、また、公益財団法人全国公民館連合会が作成した「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」をはじめとする業種別ガイドライン等を踏まえ、市立コミュニティセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者及び館に来館する者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、行政と連携しつつ、最大限の対策を講じるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉された空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（手を伸ばせば届く距離（間近）での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの密）の環境で感染リスクが高まるほか、飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及び飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での協働生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく注意が必要であると考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3 具体的な対策

(1) 来館者の安全確保

◆発熱・その他風邪などの症状がある方は来館を控える

- 息苦しさ、強いだるさ、咳、のどの痛みなどの症状はないか
- 来館前に検温を行い、37.5度以上、又は、平熱比1度超過の発熱はないか
- 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がないか
- 主催者及び参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿作成等※1）を把握しているか
- 「大阪コロナ追跡システム」や「接触確認アプリ（COCOA）」を活用した施設利用ができるか※2

※1 主催者は、参加者に対して、名簿を作成する目的（施設の利用者が感染者と判明した場合の接触者の把握や感染拡大を防ぐ等）や利用（必要に応じて公的機関に提供すること）を事前に周知した上で、同意を得て名簿を作成してください。

※2 「大阪コロナ追跡システム」は、施設の利用やイベント参加の際、利用者が携帯電話等のカメラ機能でQRコードを読み取り、利用者のメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模に応じて、大阪府から施設等の利用者にもメールで注意喚起のお知らせが届くものです。

「接触確認アプリ（COCOA）は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる厚生労働省が提供するアプリです。ただし、スマートフォン等の端末をお持ちでない方などは、登録等ができないこともあることから、当該システムの活用の有無に関わらず、施設を利用する場合は、利用者（主催者）において、参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿の作成等）を必ず把握していただく必要があります。

(2) 新しい生活様式の実践例

◆身体的距離の確保

- 最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3
- 活動をする際は、可能な限り真正面（対面）を避けること

※3 子どもや障がい者などの誘導や介助を行う場合は除くほか、舞台等を活用した発表等がある場合は、演者（舞台等）と参加者（観覧者）との十分な距離（2m）を確保するとともに、人と人との十分な距離（1m）を確保してください。

◆マスクの着用、咳エチケット

- 来館中は、マスクを着用※4するとともに、咳エチケットを徹底すること

※4 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

◆手洗い

- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと
- 各部屋に備付の消毒液で定期的な消毒を行うこと

(3) 利用者の方への協力のお願い※5

◆活動の制限等

- 利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること
- ただし、大声を伴う活動を行う場合は、50%以内の参加人数にすること

- 利用中は、十分に換気（30分に1回、最低5分程度）すること
- 人と人との十分な距離（1m）を確保すること
- タオルなど、利用者個人の持ち物は共有しないこと
- 各種活動にあたっては、業界団体等が作成した「業種別ガイドライン」等を必ず守ること
- 各種活動にあたっては、工夫した感染拡大予防を徹底すること
- 飲酒を伴う活動は、原則、自粛するとともに、飲食※6を控えること

- ※5 国から示されている「3つの密を避けましょう」、「基本的対処方針」、「専門家会議提言」をはじめ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（通知）や、大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」及び「感染拡大防止に向けた取組み」、また、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や業界団体等が作成した「業種別ガイドライン」等を参照してください。
- ※6 飲食を伴う活動（福祉関係やこども食堂等）の実施にあたっては、関係機関のガイドライン等を参照するとともに、会話を控え、人と人との十分な距離（1m）を確保しつつ、テーブル上に区切りのアクリル板等を設けるなどの工夫をしてください。

◆調理室の利用

- 食器・調理器具は、使用の前後に必ず洗浄すること
- 体調管理、マスクの着用※4 及び手指消毒を徹底すること
- 試食時は、距離を空け、会話は控えること※7

※7 調理室（実習室）での試食等にあたっては、人と人との十分な距離（1m）を確保してください。また、人と人との十分な距離の確保が困難には、別途、試食等のための部屋を確保するなど工夫してください。

◆活動中の留意事項等

- 直接手で触れることができる展示物等は展示しないこと
- 感染が疑われる者が発生した場合は、施設管理者と調整の上、速やかに別室へ隔離すること※8
- 主催者は、施設管理者と連携し保健所から濃厚接触者調査の指示を受けること
- 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送など適切に対応すること

※8 別室への隔離が困難な場合は、主催者は、新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）に相談した上で、適切に対応してください。

◆活動後の清掃等

- 部屋のドアノブ、窓の開閉など、複数の利用者の手が触れる箇所※9 の消毒に協力してください
- 机、椅子などの備品を使用した場合は、室内にある消毒液での消毒※10 に協力してください
- ゴミの持ち帰り、清掃など「利用のきまり」には、引き続き協力してください
- その他、施設管理者からの要請に協力してください

※9 複数の利用者の手が触れる箇所とは、ドアノブ、窓の取手・鍵、テーブル、椅子、電気及びエアコン（コイン式）のスイッチなど、利用の際に触れられた箇所について、利用後にご協力いただいている清掃の際に、各貸室に備付の消毒液での消毒に協力してください。

※10 例えば、ピアノの消毒（除菌）方法として、YAMAHA（ヤマハ）からは、水500mlに対し、1.5g（ペットボトルキャップ約1/3）の割合で希釈した溶液に柔らかい布を浸してから固く絞って拭くとともに、5分程度経過後、別の布で水拭きと乾拭きを行う方法が推奨されています。また、KAWAI（カワイ）では、小さな汚れは乾いた布でふき取っていただき、取れにくい汚れには鍵盤専用のクリーナーを使用することが示されていますので、それぞれ備品（機器）等に応じた消毒（除菌）に協力してください。なお、消毒（除菌）方法が明確でない場合や、利用した者による消毒が困難な場合は、利用を控えてください。

◆その他

- 施設管理者と利用者が共有する機器※11の使用にあたっては、必ず、施設管理者の承諾を得ること
- 機器の使用後については、管理者から消毒液を受け取り、使用者が必ず消毒すること
- 機器の消毒ができない場合は、利用を差し控えること

※11 コピー機、印刷機、紙折り機、ラミネーターなどのことです。

(4) 指定管理者への協力をお願い

◆施設管理等

- 開館前には、高頻度接触部位※12など、手の触れる箇所の消毒に協力してください
- 備品等※13の貸出物の消毒に協力してください
- 備品等の消毒方法がない場合※14は、貸し出しを差し控えてください
- ロビーや休憩スペースなどでの滞在・交流は、控えて※15ください

※12 高頻度接触部位とは、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン（業種別ガイドラインより）などです。

※13 備品等とは、各施設が所有し、貸出が可能な、映像・音響設備や物品、ピアノ、譜面台、カラオケ機器、卓球台、麻雀台、囲碁・将棋セット、ホワイトボード、扇風機、掃除機、プレイマット、台車、脚立、マグネットなどです。

※14 ピアノなどの貸出備品を含め、機器メーカーが推奨している、又は、消毒（除菌）方法が示されていることを利用者から説明を受け、利用者が消毒（除菌）するので備品を利用したい旨の申出があった場合は、その正当性を見極めた上で、できる限り、備品の貸出に協力してください。

※15 貸室利用後における利用者がロビーや休憩スペースにおいて、滞在・交流することによって感染リスクが高まる可能性があるため、利用を差し控えるよう注意喚起してください。ただし、マスクを着用した上で、最低限、人と人が接触しない程度の距離を置いたスペースづくりの工夫や、換気、消毒などができる場合は、これまでのように学習スペース等としての活用は可能です。

茨木市立コミュニティセンターの利用に関するチェックリスト

令和2年5月26日
一部改訂 令和2年6月24日
一部改訂 令和2年9月28日
一部改訂 令和3年1月14日
一部改訂 令和3年2月27日
一部改訂 令和3年6月19日

(1) 来館者の安全確保

◆発熱・その他風邪などの症状がある方は来館を控える

- 息苦しさ、強いだるさ、咳、のどの痛みなどの症状はないか
- 来館前に検温を行い、37.5度以上、又は、平熱比1度超過の発熱はないか
- 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がないか
- 主催者及び参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿作成等）を把握しているか
- 「大阪コロナ追跡システム」や「接触確認アプリ（COCOA）」を活用した施設利用ができるか※2

※1 主催者は、参加者に対して、名簿を作成する目的（施設の利用者が感染者と判明した場合の接触者の把握や感染拡大を防ぐ等）や利用（必要に応じて公的機関に提供すること）を事前に周知した上で、同意を得て名簿を作成してください。

※2 「大阪コロナ追跡システム」は、施設の利用やイベント参加の際、利用者が携帯電話等のカメラ機能でQRコードを読み取り、利用者のメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模に応じて、大阪府から施設等の利用者にメールで注意喚起のお知らせが届くものです。

「接触確認アプリ（COCOA）」は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる厚生労働省が提供するアプリです。ただし、スマートフォン等の端末をお持ちでない方などは、登録等ができないこともあることから、当該システムの活用の有無に関わらず、施設を利用する場合は、利用者（主催者）において、参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿の作成等）を必ず把握していただく必要があります。

(2) 新しい生活様式の実践例

◆身体的距離の確保

- 最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3
- 活動をする際は、可能な限り真正面（対面）を避けること

※3 子どもや障がい者などの誘導や介助を行う場合は除くほか、舞台等を活用した発表等がある場合は、演者（舞台等）と参加者（観覧者）との十分な距離（2m）を確保するとともに、人と人との十分な距離（1m）を確保してください。

◆マスクの着用、咳エチケット

□来館中は、マスクを着用※4するとともに、咳エチケットを徹底すること

※4 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率 100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

◆手洗い

□手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと

□各部屋に備付の消毒液で定期的な消毒を行うこと

(3) 利用者の方への協力のお願い※5

◆活動の制限等

□利用人数は、各部屋の収容定員の 100%以内の参加人数にすること

ただし、大声を伴う活動を行う場合は、50%以内の参加人数にすること

□利用中は、十分に換気（30分に1回、最低5分程度）すること

□人と人との十分な距離（1m）を確保すること

□タオルなど、利用者個人の持ち物は共有しないこと

□各種活動にあたっては、業界団体等が作成した「業種別ガイドライン」等を必ず守ること

□各種活動にあたっては、工夫した感染拡大予防を徹底すること

□飲酒を伴う活動は、原則、自粛するとともに、飲食※6を控えること

※5 国から示されている「3つの密を避けましょう」、「基本的対処方針」、「専門家会議提言」をはじめ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長（通知）や、大阪府の「感染拡大予防にかかる標準的対策」及び「感染拡大防止に向けた取組み」、また、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や業界団体等が作成した「業種別ガイドライン」等を参照してください。

※6 飲食を伴う活動（福祉関係やこども食堂等）の実施にあたっては、関係機関のガイドライン等を参照するとともに、会話を控え、人と人との十分な距離（1m）を確保しつつ、テーブル上に区切りのアクリル板等を設けるなどの工夫をしてください。

◆調理室の利用

□食器・調理器具は、使用の前後に必ず洗浄すること

□体調管理、マスクの着用※4及び手指消毒を徹底すること

□試食時は、距離を空け、会話は控えること※7

※7 調理室（実習室）での試食等にあたっては、人と人との十分な距離（1m）を確保してください。また、人と人との十分な距離の確保が困難には、別途、試食等のための部屋を確保するなど工夫してください。

◆活動中の留意事項等

□直接手で触れることができる展示物等は展示しないこと

□感染が疑われる者が発生した場合は、施設管理者と調整の上、速やかに別室へ隔離すること※8

□主催者は、施設管理者と連携し保健所から濃厚接触者調査の指示を受けること

□症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送など適切に対応すること

※8 別室への隔離が困難な場合は、主催者は、新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）に相談した上で、適切に対応してください。

◆活動後の清掃等

□部屋のドアノブ、窓の開閉など、複数の利用者の手が触れる箇所※9 の消毒に協力してください

□机、椅子などの備品を使用した場合は、室内にある消毒液での消毒※10 に協力してください

□ゴミの持ち帰り、清掃など「利用のきまり」には、引き続き協力してください

□その他、施設管理者からの要請に協力してください

※9 複数の利用者の手が触れる箇所とは、ドアノブ、窓の取手・鍵、テーブル、椅子、電気及びエアコン（コイン式）のスイッチなど、利用の際に触れられた箇所について、利用後にご協力いただいている清掃の際に、各貸室に備付の消毒液での消毒に協力してください。

※10 例えば、ピアノの消毒（除菌）方法として、YAMAHA（ヤマハ）からは、水500mlに対し、1.5g（ペットボトルキャップ約1/3）の割合で希釈した溶液に柔らかい布を浸してから固く絞って拭くとともに、5分程度経過後、別の布で水拭きと乾拭きを行う方法が推奨されています。また、KAWAI（カワイ）では、小さな汚れは乾いた布でふき取っていただき、取れにくい汚れには鍵盤専用のクリーナーを使用することが示されていますので、それぞれ備品（機器）等に応じた消毒（除菌）に協力してください。なお、消毒（除菌）方法が明確でない場合や、利用した者による消毒が困難な場合は、利用を控えてください。

◆その他

□施設管理者と利用者が共有する機器※11 の使用にあたっては、必ず、施設管理者の承諾を得ること

□機器の使用後については、管理者から消毒液を受け取り、使用者が必ず消毒すること

□機器の消毒ができない場合は、利用を差し控えること

※11 コピー機、印刷機、紙折り機、ラミネーターなどのことです。

□上記の全ての条件を守ることが可能であるため、利用申請します。

□上記の全ての条件を守り利用したことを報告します。

※利用していない部屋や備品等は除きます。

団体名	
連絡先	電話・FAX等 メールアドレス
代表者名 (申請者名・責任者名)	

茨木市立コミュニティセンターにおける各種活動にあたってのチェックリスト
～ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた対応 ～

令和2年6月24日

一部改訂 令和2年9月28日

一部改訂 令和3年1月14日

一部改訂 令和3年2月27日

一部改訂 令和3年6月19日

茨木市立コミュニティセンターにおける各種活動にあたっては、茨木市立コミュニティセンターの利用に関するチェックリストに加え、活動毎に示す全てのチェック項目を守っていただいた上で、コミュニティセンターをご利用いただきますようお願いいたします。また、それぞれの活動を続けられることも大切なことではありますが、ご自身への感染を回避するとともに、他の人に感染させないように徹底し、施設の管理者や利用者の皆さまの生命を守ることが一番大切なことですので、その趣旨を十分にご理解いただき、施設のご利用をお願いいたします。

なお、この茨木市立コミュニティセンターにおける各種活動にあたってのチェックリストについては、今後の国・府における動向をはじめ、感染状況や利用状況、また、施設管理者や利用者からの提案、創意工夫した感染対策などを踏まえつつ、必要に応じて追加・改訂等を行いますので、気を緩めることなく、感染予防にご協力いただきますようお願いいたします。

■参加者の安全確保【各活動分野共通】

◆発熱・その他風邪などの症状がある方は来館を控える

- 息苦しさ、強いだるさ、咳、のどの痛みなどの症状はないか
- 来館前に検温を行い、37.5度以上、又は、平熱比1度超過の発熱はないか
- 過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がないか
- 主催者及び参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿作成等）を把握しているか
- 「大阪コロナ追跡システム」や「接触確認アプリ（COCOA）」を活用した施設利用ができるか※2

※1 主催者は、参加者に対して、名簿を作成する目的（施設の利用者が感染者と判明した場合の接触者の把握や感染拡大を防ぐ等）や利用（必要に応じて公的機関に提供すること）を事前に周知した上で、同意を得て名簿を作成してください。

※2 「大阪コロナ追跡システム」は、施設の利用やイベント参加の際、利用者が携帯電話等のカメラ機能でQRコードを読み取り、利用者のメールアドレスを大阪府に登録し、同じ日に登録された方が、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、施設の規模に応じて、大阪府から施設等の利用者にもメールで注意喚起のお知らせが届くものです。

「接触確認アプリ（COCOA）」は、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる厚生労働省が提供するアプリです。

ただし、スマートフォン等の端末をお持ちでない方などは、登録等ができないこともあることから、当該システムの活用の有無に関わらず、施設を利用する場合は、利用者（主催者）において、参加者の氏名及び緊急連絡先（名簿の作成等）を必ず把握していただく必要があります。

【囲碁、将棋、麻雀に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 利用者は、マスク、又は、フェイスシールドを着用し、必要に応じて、アクリル板、又は、透明ビニールカーテンにより遮へいするなど、適切な飛沫感染対策を講じてください。

利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、麻雀卓、将棋盤、碁盤の座席の配置を踏まえ、人と人との十分な距離（1m）を確保した上で、台数及び参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

活動中において大きな声を出すことや近距離での会話を避けること

活動中は、マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること※5

※5 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

机、椅子などの備品を使用した場合は、その都度、消毒すること

直接手で触れる将棋の駒、囲碁の石、麻雀牌を使用前後に消毒すること

活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、日本棋院、日本将棋連盟、全国麻雀組合総連合会のガイドライン

【音楽・合唱等に関するチェックリスト】

■施設利用の留意事項

□各センターの要請※3に応じた限定的な利用又は制限等を守った利用に協力すること

※3 地域の実情（苦情や他の利用への配慮）に応じ、限定的な利用又は制限等を設けている場合があるので、各センターからの要請に協力してください。

■基本的な感染症対策

□最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※4

※4 音楽教室などの指導者及び参加者は、マスクを着用するとともに、必要に応じて、マスクとフェイスシールドを併用するほか、マスクの着用ができない楽器演奏者（特に管楽器演奏者間の距離に注意）は、十分な距離（2m以上）を確保してください。

□利用人数は、各部屋の収容定員の50%以内の参加人数にすること※5

ただし、大声を伴わない活動を行う場合は、100%以内の参加人数にする

※5 収容定員の50%以内としても、大声を伴う活動を行う場合は、人と人との十分な距離（1m）を確保した上で参加人数としてください。活動にあたっては、マスク又はフェイスシールドを着用、若しくは併用するなど、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

□活動中は、原則、マスクを着用※6するとともに、咳エチケットを徹底すること

※6 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

なお、マスクを着用できない活動については、前後左右ともに2mを確保した上で、活動を行うとともに、活動前後は、マスクを着用してください。

□こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

□部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

□机、椅子、譜面台などの備品を使用した場合は、その都度、消毒すること

□直接手で触れる楽器等※8をこまめに消毒すること

※8 楽譜やプリント類の共有は、避けてください。

□活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、クラシック音楽公演運営推進協議会、全日本ピアノ指導者協会、全日本合唱連盟のガイドライン等

【カラオケに関するチェックリスト】

■施設利用の留意事項

□各センターの要請※3に応じた限定的な利用又は制限等を守った利用に協力すること

※3 地域の実情（苦情や他の利用への配慮）に応じ、限定的な利用又は制限等を設けている場合があるので、各センターからの要請に協力してください。

■基本的な感染症対策

□最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※4

※4 参加者は、マスクを着用するとともに、必要に応じて、マスクとフェイスシールドを併用してください。

□利用人数は、各部屋の収容定員の50%以内の参加人数にすること※5

※5 座席は、正面を避けるか、横並びで座るとともに、収容定員の50%以内としても、人と人との十分な距離（1m）を確保した上で参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

□活動中は、原則、マスクを着用※6するとともに、咳エチケットを徹底すること

※6 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側に配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

なお、マスクを着用しないで歌唱する場合は、前後左右ともに2mを確保するとともに、歌唱していない人は、マスクを着用するとともに、必要に応じて、マスクとフェイスシールドを併用してください。

□こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

□部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

□机、椅子などの備品を使用した場合は、その都度、消毒すること

□直接手で触れるマイク、リモコン等※7をこまめに消毒すること

□活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※7 マイク、リモコン等のカラオケ機器など、電子機器の消毒には留意が必要なため、その消毒にあたっては、施設管理者からの指導・要請に基づき実施してください。例えば、マイクカバーを付け利用する毎に、カバーを消毒するなどの方法が考えられるため、工夫した感染防止策を検討してください。

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、一般社団法人「日本カラオケボックス協会連合会」、「カラオケ使用者連盟」、「全国カラオケ事業者協会」のガイドライン等

【空手等に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

□最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 更衣室使用時を含めた稽古前後、稽古中の配列、集合、待機などの際にも、参加者同士の一定の距離（1m）を確保してください。参加者は、できるだけフェイスシールドなどを着用するなど、適切な飛沫感染対策を講じてください。ただし、熱中症などを考慮し、フェイスシールドなどを着用しない場合は、十分な距離（1m以上）を確保してください。

□利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、人と人との十分な距離（1m）を確保した上での参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

□パートナーストレッチは行わないこと※5

□練習は、基本練習、移動練習、「形」練習のみとし練習時間も短縮すること※5

□「組手」練習は、感染の状況を判断し十分に距離をとった約束組手から始め、距離をとった打ち込み練習などを経て状況に応じて自由組手に移行すること※5

□「気合」については、飛沫感染の危険があり、「形」、「組手」ともに無発生（気合なし）で行うこと※5

※5 （公財）全日本空手道連盟の医科学委員会が、令和2年6月19日に作成したガイドラインの内容を抜粋したものであり、今後、国からの要請等を踏まえ、業種別ガイドライン等が改訂された場合は、このチェックリストの内容を見直すことがあります。

□稽古前後は、マスクを着用※6するとともに、咳エチケットを徹底すること

※6 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

□こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

□部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

□空手等の稽古に必要な用品等を使用した場合は、その都度、消毒すること

□活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、公益財団法人全日本空手道連盟、公益社団法人日本空手協会のガイドライン等

【卓球に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

□最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 更衣室使用時を含めた練習前後、練習中の配列、集合、待機などの際にも、参加者同士の一定の距離（2m）を確保してください。令和2年9月17日に示された公益財団法人日本卓球協会のガイドラインでは、引き続き、「一度に練習する参加者の数を制限すること」や、「2m以上の距離が維持されること」が示されたので、この距離等を守ってください。

□卓球台の間隔は、4m以上空けること※4

※4 公益財団法人日本卓球協会のガイドラインでは、卓球台の間隔を4m以上空けることを推奨されているので、この間隔を守ってください。

□利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※5

※5 収容定員の100%以内としても、人と人との十分な距離（2m）が確保できない場合は、十分な距離を確保した上での参加人数としてください。なお、練習参加人数の制限については、上記の「※3」を参照してください。

□基本的には、ダブルスの練習を避けること※6

※6 公益財団法人日本卓球協会のガイドラインでは、ダブルスの練習を避けることを推奨されています。なお、「チェンジコート、チェンジエンドは行わない」は削除されています。

□複数の参加者が同じボール（複数コートのボールの混在を含む）使用しないよう努めること

□練習中は、不要な声出しや極力会話をしないこと

□練習前後は、マスクを着用※6するとともに、咳エチケットを徹底すること

※6 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

□こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

□部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

□練習に必要な用品等を使用した場合は、その都度、消毒すること※8

※8 公益財団法人日本卓球協会のガイドラインでは、卓球台、ボールに適用可能となる完璧な消毒方法は判明していないとされ、消毒する場合には、製造元のメーカーのホームページを参照するか、メーカーに問合せることとされています。

□活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、公益財団法人日本卓球協会のガイドライン等

【ダンス等に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

□最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 更衣室使用時を含めた練習前後、練習中の配列、集合、待機などの際にも、参加者同士の一定の距離（2m）を確保してください。参加者は、できるだけフェイスシールドなどを着用するなど、適切な飛沫感染対策を講じてください。ただし、熱中症などを考慮し、フェイスシールドなどを着用しない場合は、十分な距離（2m以上）を確保してください。

□利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、人と人との十分な距離（1m）を確保した上での参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

□通常行動を共にしているダンススポーツ固定カップルは、感染防止の視点では1人格とみなせるため、人単位、若しくはカップル単位で距離（2m以上）を維持すること※5

※5 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が、令和2年7月20日に作成したガイドラインの内容を抜粋したものであり、今後、国からの要請等を踏まえ、業種別ガイドライン等が改訂された場合は、内容を見直します。また、通常行動を共にしているダンススポーツ固定カップルの定義が不明であるが、カップルの組み換えを行う社交ダンスパーティー形式による練習は行わないこととされており、この内容等を踏まえ、主催者等（参加者）が適切に判断してください。

□練習中において大きな声を出すことや近距離での会話を避けること

□練習前後は、マスクを着用※6するとともに、咳エチケットを徹底すること

※6 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

□こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

□部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

□ダンスの練習に必要な用品等を使用した場合は、その都度、消毒すること

□活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、公益社団法人全日本ダンス協会連合会、日本ダンススポーツ連盟等のガイドライン等

【体操・ヨガ等に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

□最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 更衣室使用時を含めた練習前後、練習中の配列、集合、待機などの際にも、参加者同士の一定の距離（1m）を確保してください。参加者は、できるだけフェイスシールドなどを着用するなど、適切な飛沫感染対策を講じてください。ただし、熱中症などを考慮し、フェイスシールドなどを着用しない場合は、十分な距離（1m以上）を確保してください。

□利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、人と人との十分な距離（1m）を確保した上での参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

□当面の間は、人と人が触れ合う又は組むなどの練習は中止すること

□練習中において大きな声を出すことや近距離での会話を避けること

□練習前後は、マスクを着用※5するとともに、咳エチケットを徹底すること

※5 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

□こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

□部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

□体操・ヨガ等の練習に必要な用品等を使用した場合は、その都度、消毒すること

□活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、公益社団法人日本体操協会のガイドライン等

【学習・講座・教室等に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 教室などの指導者及び参加者は、対面機会をできるだけ避け、マスクを着用するとともに、必要に応じて、マスクとフェイスシールドなどを併用するほか、十分な距離（1m以上）を確保してください。

利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、人と人の十分な距離（1m）を確保した上での参加人数としてください。活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

活動中において大きな声を出すことや近距離での会話を避けること

活動中は、マスクを着用※5するとともに、咳エチケットを徹底すること

※5 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

当面の間は、人と人が触れ合うことは避けること

部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

参加者（生徒等）が入れ替わるタイミングで消毒を行うこと

机、椅子などの備品を使用した場合は、その都度、消毒すること

鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密封して持ち帰ること

活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、公益社団法人全国学習塾協会のガイドライン等

【親子の活動等に関するチェックリスト】

■基本的な感染症対策

最低限、人と人が接触しない程度の距離を確保すること※3

※3 参加者は、親子一組あたり、6㎡程度の空間を確保してください。また、出来る限り、親子とも、マスク又はフェイスシールドを着用し、十分な距離（1m以上）を確保してください。ただし、熱中症などを考慮し、フェイスシールドなどを着用しない場合は、6㎡程度の空間を確保、又は、十分な距離（1m以上）を確保してください。

利用人数は、各部屋の収容定員の100%以内の参加人数にすること※4

※4 収容定員の100%以内としても、人と人との十分な距離（1m）が確保できない、又は、親子一組あたり、6㎡程度の空間を確保できない場合は、十分な距離・空間を確保した上での参加人数としてください。なお、活動にあたっては、引き続き、主催者の適切な判断と感染対策を工夫してください。

活動中において大きな声を出すことや近距離での会話を避けること

活動中は、マスクを着用※5するとともに、咳エチケットを徹底すること

※5 マスク着用が確認でき、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保してください。また、マスクを着用して活動（特に運動を伴うもの）を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があるため、活動中又は苦しくなった場合は、十分な距離（1m）を確保した上で、マスクを外して休憩してください。（主催者等（参加者）が適切に判断）。

こまめな手洗い、手指消毒を徹底すること

当面の間は、人と人が触れ合うことは避けること

部屋のドアノブ、窓の開閉など複数の者の手が触れる箇所を適宜消毒すること

参加者が入れ替わるタイミングで消毒を行うこと

机、椅子などの備品を使用した場合は、その都度、消毒すること

鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密封して持ち帰ること

活動実施前後の交流を自粛すること（施設内で交流せず速やかに帰宅）

※上記項目を一つでも履行できない場合は、利用を自粛してください。

【参考】

国・府の通知等、他市のガイドライン等